


# 令和6年度目黒区ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)のご案内

令和6年4月1日時点

目黒区では、日常生活上の突発的な事情やリフレッシュ等の目的により一時的に保育が必要となった場合や、ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者が、助成要件を満たしたベビーシッターを利用する際に料金の一部を助成いたします。

## 1. 制度概要

対象者	目黒区に住所を有する、以下のいずれかの保護者の方（保育の認定は問いません） ●日常生活の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に保育を必要とする方 （保護者の残業や病気、自己実現、学校行事、リフレッシュ等、幅広い理由が対象） ●ベビーシッターを活用した共同保育を必要とする方 （保護者と一緒にベビーシッターが共同で保育をします）
対象児童	<u>0歳～小学校3年生の児童</u> （保育園等に在籍していても利用可能）
対象利用期間	令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）
利用上限時間	児童1人につき年度あたり <b>144時間</b> <u>（0歳から6歳の未就学児の多胎児（双子など）の場合は、児童1人につき年度あたり288時間まで）</u>
利用上限金額	●日中利用 <u>7時～22時</u> 1時間 <b>2,500円</b> 上限 ●夜間利用 <u>22時～翌7時</u> 1時間 <b>3,500円</b> 上限 ※児童1人ごとに1か月単位で、分単位切り捨てによる申請となります。 ※勤務先の福利厚生などにより、助成を受けている場合や、クーポン券等により支払った場合は、その額を差し引いたあとの料金が助成対象となります。 <div style="border: 1px solid purple; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block; margin-left: 20px;">24時間土日祝日問わず、 年末年始も利用可</div>
対象利用料	事業者から請求される料金のうち、「純然たる保育サービス提供対価」（税込）のみが助成対象となります。※入会金、会費、オプション料、交通費、キャンセル料、保険料、その他これらに準ずる費用は対象になりません。
対象事業者	東京都が定めるベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者 ※詳細は東京都福祉局のホームページをご参照ください（随時更新）。 
保育基準	児童1人に対しベビーシッター1人による保育であること。 ※例外として、共同保育や小学生以上のご利用の場合で、保護者が契約において同意しているときには、ベビーシッターが1人であっても助成対象となります。

## 2. 利用から助成までの流れ

### ①事業者と契約（利用者⇄事業者）

東京都の「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）認定事業者一覧」から事業者を選定し、直接契約を結びます。契約の際、必ず「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を活用したい」と伝えてください。（助成要件を満たしたベビーシッターをご予約ください。）

### ②ベビーシッターの利用（利用者⇄事業者）

事業者から「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助事業ベビーシッター要件証明書」「領収書」「利用明細書」の交付を必ず受けてください。

### ③区へ書類の提出（利用者⇒区）

次の必要書類をそろえていただき、オンライン申請フォーム（LoGo フォーム）によりご申請ください。なお、保育課窓口または郵送でもご申請いただけます。

区様式	① 交付申請書兼口座振替依頼書（オンライン申請フォームで申請する場合はフォーム上で入力いただきます。） ② 利用内容内訳表
事業者発行	③ 要件証明書（発行日が利用日当日もしくはそれ以前の日付のもの） ④ 領収書（請求書は不可） ⑤ 利用明細書（利用児童名、利用日時、利用料の内訳がわかる書類） ⑥ クーポンを使用したことがわかる書類（クーポン使用者のみ）

LoGo フォーム



※マイページの事前登録が必要です。

### ④助成金交付（区⇒利用者）

## 3. 申請スケジュール

申請期限は5月以降毎月15日（土日、祝日の場合は翌営業日）、入金予定日はその翌月の月末です。

対象月	申請期限（消印有効）	入金予定日（申請に不備等が無い場合）
令和6年4月	令和6年5月15日（水）	令和6年6月末
令和6年5月	令和6年6月17日（月）	令和6年7月末
}		
令和7年3月	令和7年4月14日（月）※最終申請期限	令和7年5月末

※令和6年4月から令和7年2月に利用し、書類提出が各申請期限に間に合わない場合でも、最終申請期限までであれば、受け付けします。

※最終申請期限までに「交付申請書兼口座振替依頼書」及び「利用内容内訳表」の提出があった申請については、令和7年5月2日（金）まで、不足書類の追加提出を受け付けます。

## 4. その他の留意事項

- 本事業を利用する前に、厚生労働省が定める「ベビーシッターなどを利用するときの留意点（厚生労働省ホームページ）」をご確認ください。
- 区は直接利用に関与しないため、ベビーシッターの利用を保証するものではありません。



### <お問い合わせ、必要書類の提出先>

株式会社ケー・デー・シー 目黒区ベビーシッター担当 宛て（目黒区委託事業者）  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目2番12号  
フリーダイヤル：0120-768-788  
受付時間：平日9時から17時まで（12月29日から1月3日を除く）